

健生食監発0604第2号
令和8年6月4日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

食品衛生法第10条第2項及び第11条第2項に規定する
「証明書又はその写し」の解釈について

獣畜の肉、乳及び臓器並びに家きんの肉及び臓器並びに厚生労働省令で定めるこれらの製品については、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第10条第2項に基づき、輸出国の政府機関によって発行された証明書又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならないとしています。

近年、輸出国の政府機関が発行する証明書については、世界貿易機関（WTO）やコーデックス委員会等の国際的枠組みにおいて食品貿易における電子的証明の活用に関する議論が進展しており、輸出国の政府機関が電子署名、電子公印等を付して発行する、電磁的記録やその印刷物等、多様な形態が実務上用いられるようになっていきます。

つきましては、これらの状況を踏まえつつ、下記について御了知の上、対応方よろしくをお願いします。

なお、各国ごとの具体的な運用については、輸出国からの要望を踏まえ、証明書の真正性を損なわない方法であるか等を検討の上、協議が完了した国から順次、証明書様式と併せて別途お知らせします。

記

- 1 法第10条第2項に規定する「証明書又はその写し」には、輸出国の政府機関が発行する、電子署名、電子公印等が付された電磁的記録やその印刷物を含むこと。
- 2 法第11条第2項に規定する「証明書又はその写し」及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第10条に規定する「証明書の写し」についても、1と同様、輸出国の政府機関が発行する、電子署名、電子公印等が付された電磁的記録やその印刷物を含むこと。